

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年9月まで

私は、昭和50年10月頃に妻と子供の3人で妻の実家に帰郷した。私の就職先はすぐに決まったものの、厚生年金保険に加入している事業所ではないと分かり、妻の母に勧められて、夫婦一緒に市役所支所で国民年金の加入手続をした。その際、係の人に「20歳に遡って加入して国民年金保険料を納付しないと満額はもらえない。」と言われたので、一旦帰宅し、お金を持って再度支所に行き、妻の分と一緒に遡って国民年金保険料を納付した。また、私の分については、申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間と重複している期間も国民年金保険料を納付したことを覚えており、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰郷した昭和50年10月頃、市役所支所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦共に特例納付により20歳に遡って国民年金保険料を納付したと述べているところ、その妻の国民年金手帳記号番号は、同年9月23日以降に市に払い出されていることが確認できるものの、申立人については、その妻と一緒に払い出されていたことは確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号（現在の基礎年金番号）は、52年2月23日に市に払い出されていることが確認できるのみである上、その前後の記号番号の国民年金被保険者資格取得者の記録から判断して、申立人が当該記号番号により国民年金の加入手続を行ったのは、同年6月10日以降であったものと考えられることから、当該加入手続時点で、申立期間の国民年金保険料は、特例納付できない。

また、申立人の当該記号番号に係る特殊台帳では、申立人が昭和50年10

月 15 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していること、及び同年 9 月の欄には「この月まで納不要」の押印が確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人には、20 歳到達後の昭和 46 年 1 月に当時の住所地の区に払い出され、その後、厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い資格喪失した別の国民年金手帳記号番号が存在していたことが確認できることから、申立人は、当該記号番号について、自身で加入手続をした記憶は無く、存在を知らなかったと述べていることから、申立人が、当該記号番号により再加入手続を行い、特例納付により国民年金保険料を納付したものとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年9月までの期間及び同年10月から56年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 50 年 9 月まで
② 昭和 50 年 10 月から 56 年 4 月まで

私は、昭和 50 年 10 月頃に夫と子供の 3 人で私の実家に帰郷した。夫の就職先はすぐに決まったものの、厚生年金保険に加入している事業所ではないと分かり、私の母に勧められて、夫婦一緒に市役所支所で国民年金の加入手続をした。その際、係の人に「20 歳に遡って加入して国民年金保険料を納付しないと満額はもらえない。」と言われたので、一旦帰宅し、お金を持って再度支所に行き、夫の分と一緒に遡って国民年金保険料を納付した。また、その後の保険料も納付したので、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、帰郷した昭和 50 年 10 月頃、市役所支所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦共に 20 歳に遡って国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 9 月 23 日以降に市に払い出されていることが確認できるものの、その夫については、申立人と一緒に記号番号が払い出されていたことは確認できない上、申立人は、転出先の町（現在は、市）においても 56 年 4 月以降に別の記号番号（現在の基礎年金番号）が払い出されているところ、同町の国民年金被保険者名簿には、初めに取得した記号番号が統合（重複取消）された旨の記載はあるが、申立期間①については、納付記録欄に、未納であることを表す「未」と記載されていることが確認でき、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人から聴取しても、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 6 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料は、納付書により 3 か月ごとに年 4 回、勤務先に来ていた金融機関の職員に預けて納付を依頼していた。同僚も同じように納付していたことを覚えており、督促状を受け取ったことも無いので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 4 月以降に払い出され、その前後の記号番号の国民年金被保険者資格取得者の記録から判断して、申立人は、同年 9 月以降に国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時の 46 年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立人が保管している国民年金保険料領収書により、申立人は、申立期間直後の 48 年 4 月から同年 12 月までの保険料を同年 12 月 10 日に一括して現年度納付していることが確認できるなど、申立人の主張する納付方法と異なっているほか、当該納付時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が昭和 50 年 3 月から居住する現在の住所地の町（現在は、市）の国民年金被保険者名簿の備考欄には、申立期間の国民年金保険料が未納であることを意味する「46.6-48.3 未」と記載されている上、昭和 52 年度に町と管轄の社会保険事務所（当時）が納付記録の照合を行ったことを示す「52 照合」の印が押されていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月

私は、昭和42年7月から同年8月にかけて転職と転居をした際に、転出前のA県B市又は転入先のC県D市の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、C県D市から転居したE県F市において、昭和42年11月以降に払い出されたものと推認できるところ、申立人の特殊台帳には、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が所持する年金手帳と同日の同年11月1日と記載されていることが確認できる上、昭和42年度の納付記録欄には、同年4月から10月まで斜線が引かれているなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 8 日まで

申立事業所における私の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金が支給済みの記録となっているが、私は脱退手当金を受給した覚えが無い。また、私の元同僚は、現在老齢厚生年金の支給対象期間となっているのに、私だけ脱退手当金を支給済みとなっていることに納得がいかないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和 42 年 11 月 9 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後に別の厚生年金保険適用事業所において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間の記号番号とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために、その後の記号番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。